
淀川水系猪名川上流ブロック河川整備計画（変更原案） に関する主な意見と回答（対応方針）

1.住民意見の聴収について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成29年2月10日（金）から平成29年3月13日（月）まで

大阪府

➤ ホームページ掲載

大阪府ホームページ

猪名川上流ブロック河川整備計画(変更原案)に対する府民意見の募集および住民説明会の開催について

大阪府では、能勢町、豊能町及び、京都市亀岡市の一部を流域とする猪名川上流ブロックの河川(下表参照)において、今後、概ね30年間に実施する整備の内容を定めた猪名川上流ブロック河川整備計画の変更に向け検討を進めております。

本計画をより良いものとするため、ご意見を聞かせていただきたく下記のとおり猪名川上流ブロック河川整備計画(変更原案)の本編及び参考資料を縦覧するとともに住民説明会を開催しますので、ご意見を提出していただけますようお願いいたします。

対象河川名

一庫・大路次川、山田川、山辺川、長谷川、田尻川、野間川、木野川、大原川

1. 募集対象項目

猪名川上流ブロック河川整備計画(変更原案)

[〈本編〉 \[Wordファイル/28.91MB\]](#) [〈本編〉 \[PDFファイル/7.24MB\]](#)

[〈参考資料〉 \[PDFファイル/6.32MB\]](#) [〈参考資料2〉 \[PDFファイル/30.89MB\]](#)

2. 募集期間

平成29年2月10日(金曜日) から 平成29年3月13日(月曜日)
(募集期間内に必着のこと。なお、郵送の場合は、期間内の消印有効。)

1.住民意見の聴収について

整備計画等の縦覧・意見募集、住民説明会の開催の周知

➤ 意見募集期間：平成29年2月10日（金）から平成29年3月13日（月）まで

関係町

➤ 広報掲載（能勢町）

広報のせ（平成29年2月号）

淀川水系猪名川上流ブロック河川整備計画（原案）に対する意見募集および住民説明会を開催します

大阪府では、「淀川水系猪名川上流ブロック河川整備計画」の策定に向けて、原案を検討しています。本計画をより良いものとするため関係資料を縦覧し、住民の皆さまからのご意見を募集します。併せて、この計画に関する説明会を開催いたします。

▽縦覧場所

大阪府池田土木事務所、大阪府河川室、情報公開コーナー、能勢町役場

▽縦覧期間

2月10日（金）～3月13日（月）

（住民説明会）

▽日時

3月9日（木）午後7時～8時30分

▽場所

能勢町役場西館3階会議室

問 大阪府池田土木事務所建設課

河川砂防グループ

☎ 752-4111（内線347）

🌐 <http://www.pref.osaka.lg.jp/>

ikedo/news/index.html

問 大阪府河川室河川整備課

☎ 06-6941-0351

🌐 http://www.pref.osaka.lg.jp/s_kasen/

1.住民意見の聴収について

縦覧図書設置場所

【縦覧図書】

- ◆ 淀川水系猪名川上流ブロック河川整備計画（変更原案）本編
- ◆ 淀川水系猪名川上流ブロック河川整備計画（変更原案）参考資料

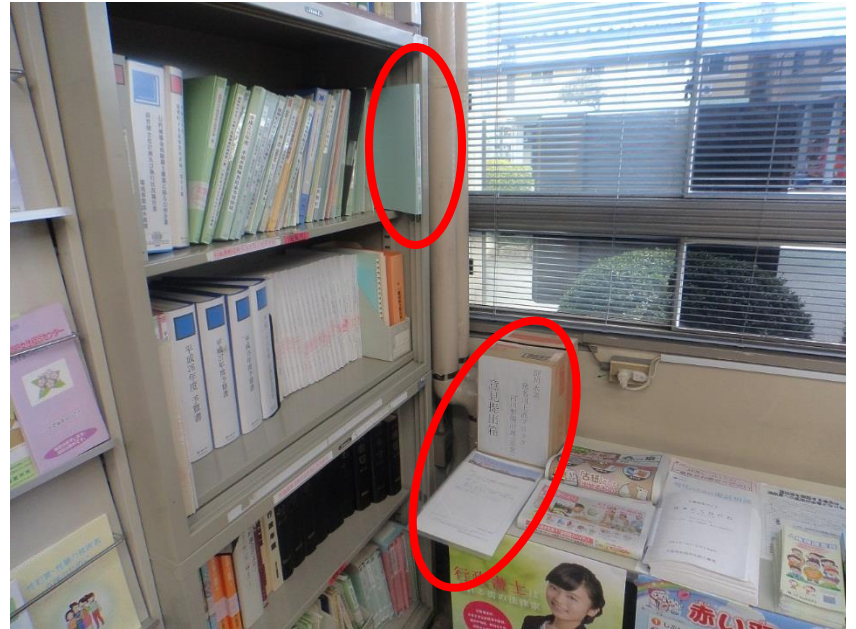
【図書掲載】

- ◆ 大阪府都市整備部河川室ホームページ

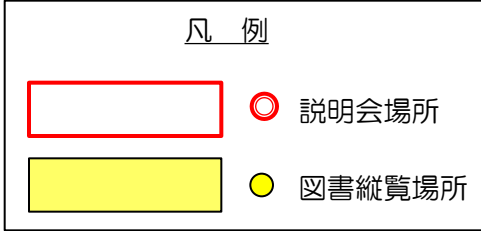
【図書縦覧場所】 以下の4カ所

- ◆ 大阪府府政情報センター (大阪府庁本館5階)
- ◆ 大阪府都市整備部河川室 (大阪府庁別館4階)
- ◆ 大阪府池田土木事務所
- ◆ 能勢町役場 住民情報コーナー

図書の縦覧状況



能勢町役場 住民情報コーナー



1.住民意見の聴収について

住民説明会

	と き	と こ ろ	参加人数
住民説明会 開催日時・ 場所	平成29年3月9日(木) 19:00~20:30	大阪府豊能郡能勢町宿野28 能勢町役場 西館3階会議室	27名

住民意見の概要

項 目	件 数
治水	5件
環境	1件
維持管理	10件
地域連携	0件
情報提供	0件
その他	9件
合 計	25件

住民意見の聴収方法別件数

聴収方法	件 数
住民説明会	20件
書面	5件
合 計	25件

説明会開催状況



会場：能勢町役場 西館3階会議室

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

大阪府の治水対策は、「今後の治水対策の進め方」(平成22年6月策定)に基づき、人命を守ることを最優先とすることを基本理念に、「防ぐ」・「凌ぐ」・「逃げる」施策による総合的な減災対策に取り組んでいます。

この、「今後の治水対策の進め方」は、様々な降雨により想定される河川氾濫・浸水の危険性から、人命を守ることを最優先するという基本理念に基づき、大阪府が今後20から30年程度で目指す治水対策の進め方について示したものです。

また、「今後の治水対策の進め方」の根幹となる「洪水リスク表示図」は、大阪府管理の全154河川において、様々な降雨を想定し、現状及び治水対策実施後における地先の「危険度(浸水深と氾濫水の流体力で評価)」などを表示しています。

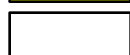
「今後の治水対策の進め方」、「洪水リスク表示図」は、大阪府のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/keikaku/index.html>)でご覧いただけます。

なお、これまでの淀川水系猪名川上流ブロックの河川整備計画(変更原案)の、大阪府河川整備審議会における審議状況は、大阪府河川整備審議会のホームページ(<http://www.pref.osaka.lg.jp/kasenseibi/seibishingikai/index.html>)でご覧いただけます。

凡例



ご意見を河川整備計画(変更原案)に反映したもの



ご意見の内容がもともと河川整備計画(変更原案)に盛り込まれていたもの

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
1	治水	一庫・大路次川の整備区間①の下流(府道宿野下田線)について、過去に大雨により冠水し、腰あたりまで水がきたことがありました。人家への浸水はありませんでしたが、家が孤立している状況でした。当該箇所が今回の整備区間に入っていないことが気になっています。人家の床下床上等の浸水はなくても孤立という危険な状態になることを踏まえて計画してもらいたい。	<p>「今後の治水対策の進め方」に基づき、人命を守ることを最優先に、一庫・大路次川の当面の治水目標は、時間雨量50ミリ程度の降雨に対し床下浸水被害を防ぎ、かつ、時間雨量65ミリ程度の降雨に対し床上浸水被害を防ぐこととしております。</p> <p>当該箇所は時間雨量65ミリ程度の降雨で床上浸水が発生しないため、整備対象区間に設定していませんが、計画規模を超える降雨はいつでも起こり得ることや、孤立等への対策として、洪水リスク表示図の公表や地域単位でのワークショップを通じたハザードマップの作成、河川の防災情報の提供などにより、適切な避難行動をとれるよう流域町と連携した避難体制づくりの支援に努めてまいります。</p> <p>なお、本編P42に河川情報の提供に関する事項に記載しています。</p>	説明会

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
2	治水	一庫・大路次川 整備区間①の下流について、整備を行った後のシミュレーションは行っていますか。また、上流で整備されることで、流れてくる水量が多くなり、ますますこの箇所が危険な状態になるのではないですか。	<p>一庫・大路次川において、河川整備後の氾濫解析を行っており、当面の治水目標である時間雨量65ミリ程度の降雨に対して、床上浸水が発生しないことを確認しています。</p> <p>また、河川整備前後で当該箇所における想定浸水深が顕著に大きくならないことを合わせて確認しております。</p> <p>なお、本編P36及び、参考資料P74～77に一庫・大路次川の河川整備後の氾濫解析結果について記載しています。</p>	説明会
3	治水	最近、山の荒廃等の影響により谷水の水量が増えている気がするが、このシミュレーションでは山の荒廃などが反映されていますか。	<p>治水目標や治水手法を決定する上で実施した流出解析においては、一般的な山地として流量を算定しています。</p> <p>また、流木の影響については、河川整備計画の検討における氾濫解析では考慮しておりません。ただし、河道断面の設定等にあたっては、洪水時の風浪、うねり、跳水等の一時的な水位上昇や、流木等落下物への対応等のために、余裕の高さを設けることとしております。</p>	説明会
4	治水	このシミュレーションでは流木の影響は考慮しているのでしょうか。	<p>森林の保全など、雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制や流木対策など、関係する農林部局とも連携した取り組みに努めており、猪名川上流ブロックにおいても、森林環境税を活用した流木対策を予定しています。</p> <p>なお、本編P35に地域や関係機関との連携に関する事項について記載しています。</p>	
5	治水	河川整備計画の施工が20～30年間というのは期間が長すぎると思います。異常気象が多い昨今、早急に実施していただきたい。	<p>本計画の対象期間は、計画策定から概ね30年としており、「防ぐ施策」としての河川整備は計画的に進めていきますが、整備途上であっても人命を守ることを最優先に「逃げる施策」などと組み合わせて、被害を減らすことに努めます。</p> <p>河川整備の実施については、今後、地先の危険度や土地利用状況、家屋浸水被害実績などから府内河川の優先性を検討し、取り組みます</p> <p>なお、本編P18に河川整備計画の計画対象期間、本編P42に河川情報の提供に関する事項について記載しています。</p>	書面
6	治水	整備対象区間について、今後変更することはありますか。	<p>大阪府では、人命を守ることを最優先に、河川毎に今後20～30年程度で目指すべき当面の治水目標を設定し、時間雨量50ミリ程度の降雨に対して床下浸水を防ぎ、かつ、少なくとも時間雨量65ミリ程度の降雨に対して床上浸水を防ぐことを目標に、整備対象区間を設定しております。</p> <p>今後、社会情勢や新たな知見・技術の進捗等の変化に応じて、適宜、河川整備計画の見直し検討を行うこととしております。</p>	説明会

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
7	環境	<p>能勢町漁業協同組合では、一庫・大路次川、山辺川、田尻川の下流域にてアユの放流を行い、7月から9月の期間にアユ釣りをを行っています。今回計画されている河川の下流域はアユの放流地域であり、次の点を留意していただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・河川改修において、井堰等の設置により魚の遡上が困難になる。豊かな河川環境の構築のためにも魚が遡上できるように、魚道の整備を検討していただきたい。 ・河川改修により、大水の時に川の流れるスピードが速くなり、遡上してきた魚が下流域に流されてしまう。大水の際に魚が避難、休憩する場所を確保してほしい。 ・河川工事を行う際(特に4月から9月にかけて)は、河川の汚濁等により、アユのエサとなるコケの繁茂に支障をきたさないよう配慮していただきたい。 	<p>魚道の整備については、回遊性生物の生息状況を踏まえ、実現性、必要性、流域町や地域住民の意見等を考慮した上で、総合的に魚道設置等の検討を行います。</p> <p>河川整備あたっては、河川・流域の生態系の特性等を踏まえ、瀬や淵、水際植生など、動植物の生息・生育・繁殖環境の保全・創出及び良好な水質の維持に努めます。</p> <p>なお、本編P32に河川環境の整備と保全について記載しています。</p>	書面
8	維持管理	<p>野間川の上流部(大原川合流点付近)で河川敷内に直径10cm程度の木がたくさん生えているが、伐採等の整備は地元で管理するものなのか、それとも大阪府がやってくれるのでしょうか。</p>	<p>河川内の樹木については、大阪府が行う定期的なパトロールで確認を行うとともに、地元の方が気になるものについてはご連絡をお願いしており、それらを通じて、河川の機能を阻害する恐れがあるものについては環境面にも配慮しながら撤去を行います。</p> <p>それぞれの箇所における現地の状況については把握しており、今後、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	説明会
9	維持管理	<p>大原川の河川内に生えていた樹木を取り除いてもらったが、すぐに同じ場所から新芽が生えてきています。地元からの通報があつてするのか、日ごろからの管理で撤去してもらえるのか心配しています。</p>		説明会
10	維持管理	<p>野間川の出来谷川合流から上流部分について、河川敷内に雑木が発生して、流木等が引っかけり災害に大きく影響すると考えられます。</p>		書面
11	維持管理	<p>堆積土砂の浚渫は計画に入っているのか？</p>	<p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	説明会
12	維持管理	<p>土砂の除去等をしていただきたい。</p>		書面

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
13	維持管理	大阪府管理区間では無いですが、山田川上流部で、護岸の基礎が抜けている箇所があり、陥没したところに人が落ちてしまう事例がありました。河川の堤防が崩れなくても、危険な状態になっている場合があります、府管理河川でも維持管理をしっかりとしてほしい。	<p>河川管理施設については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から、計画的に補修を行うこととしていますが、危険な箇所を発見された場合、土木事務所へご連絡をお願いします。それらを通じて、緊急性に応じた対応を行います。</p> <p>ご指摘いただいた野間川の護岸基礎部が損傷していることについては、定期点検により確認し、その後、応急対策を実施しました。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	説明会
14	維持管理	野間川について護岸の基礎部底部が洗われて、大きく穴があいている所がある。基礎部の補強工事が必要ではないでしょうか。(野間中の圓珠寺下の旧477号線橋梁上流)		書面
15	維持管理	工事済みの箇所について、護床ブロックが掘れて河床に散らばっている等の再修理は計画に入っているのでしょうか？大阪府で修理はしてもらえるのでしょうか。		説明会
16	維持管理	<p>一庫・大路次川について明治橋の下流付近で、直径30cm程度の大木が枝分かれして生えている。昨年、能勢町の地域整備課を通じて、池田土木さんに対策のお願いをしたが、未だ対応されていないので、対応していただきたい。</p> <p>堤防護岸(石積み)のセメントが老朽化しています。石積みの石が下流に流されている等、石積みが崩れる恐れのある箇所が多数見られます。</p> <p>堆積土砂があり、以前対応してもらった時は、撤去ではなく均すだけであったが、今回の整備断面を見ると拡幅するとなっているので、撤去していただけるのですか。またこの計画の整備はいつ頃行われるのですか。</p>	<p>一庫・大路次川の明治橋下流における河川内の樹木については把握しており、氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて撤去していきます。</p> <p>堤防の老朽化については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から計画的に補修を行うこととしております。</p> <p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>一庫・大路次川では、今後、時間雨量65ミリ程度による洪水を対象に河道拡幅等により整備を実施し、その整備の際には、堆積土砂の撤去も併せて行います。ただし、河川整備計画は概ね30年間の計画であり、当該箇所の整備の実施時期については、今後、地先の危険度や土地利用状況、家屋浸水被害実績などから府内河川の優先性を検討し、取り組めます。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について、本編P19に河川工事の目的について、本編P18に河川整備計画の計画対象期間について記載しています。</p>	説明会

2.河川整備計画(変更原案)に関する主な意見と回答(対応方針)について

番号	項目	質問・意見の概要	回答(対応方針)	聴取方法
17	維持管理	<p>一庫・大路次川について、山からの水が川に排水されずに、くぼ地に水が溜まっている。毎年ポンプ車が出動して排水を行っているが、シミュレーションでは浸水しないことになっています。</p> <p>また、水位の分かるカメラの設置については対応してもらったが、浚渫の対応は未対応なのでお願いします。</p>	<p>河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、流域町と連携し、まず、現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知に努めるため、地先の危険度を周知する洪水リスク表示図を公表しています。洪水リスク表示図では川からの氾濫(外水氾濫)状況を示しており、川へ排水できないことによる氾濫(内水氾濫)状況は反映できておりません。</p> <p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	説明会

当日配布した資料から審議会での指摘を踏まえて、回答文を一部修正しております。
修正した箇所は下記のとおりです。

該当番号	修正前	修正後
3、4	<p>治水目標や治水手法を決定する上で実施した流出解析においては、一般的な山地として流量を算定しています。</p> <p>また、流木の影響については、河川整備計画の検討における氾濫解析では考慮しておりません。ただし、河道断面や横断工作物等については、流木等の影響を考慮しております。</p> <p>森林の保全など、雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制や流木対策など、関係する農林部局とも連携した取り組みに努めており、猪名川上流ブロックにおいても、森林環境税を活用した流木対策を予定しています。</p> <p>なお、本編P35に地域や関係機関との連携に関する事項について記載しています。</p>	<p>治水目標や治水手法を決定する上で実施した流出解析においては、一般的な山地として流量を算定しています。</p> <p>また、流木の影響については、河川整備計画の検討における氾濫解析では考慮しておりません。ただし、河道断面の設定等にあたっては、洪水時の風浪、うねり、跳水等の一時的な水位上昇や、流木等落下物への対応等のために、余裕の高さを設けることとしております。</p> <p>森林の保全など、雨が降っても河川に流出する量を減らすための流出抑制や流木対策など、関係する農林部局とも連携した取り組みに努めており、猪名川上流ブロックにおいても、森林環境税を活用した流木対策を予定しています。</p> <p>なお、本編P35に地域や関係機関との連携に関する事項について記載しています。</p>
8、9、10	<p>河川内の樹木については、大阪府が行う定期的なパトロールで確認を行うとともに、地元の方が気になるものについてはご連絡をお願いしており、それらを通じて、河川の機能を阻害する恐れがあるものについては環境面にも配慮しながら撤去を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	<p>河川内の樹木については、大阪府が行う定期的なパトロールで確認を行うとともに、地元の方が気になるものについてはご連絡をお願いしており、それらを通じて、河川の機能を阻害する恐れがあるものについては環境面にも配慮しながら撤去を行います。</p> <p>それぞれの箇所における現地の状況については把握しており、今後、適切に対応してまいります。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>
11、12	<p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	<p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>

該当番号	修正前	修正後
13～15	<p>堤防については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から、計画的に補修を行うこととしていますが、危険な箇所を発見された場合、土木事務所へご連絡をお願いします。それらを通じて、緊急性に応じた対応を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	<p>河川管理施設については、施設の定期的な点検等を実施し、構造物の損傷、劣化状況の把握に努め、優先順位を定めて、危険度の高い箇所から、計画的に補修を行うこととしていますが、危険な箇所を発見された場合、土木事務所へご連絡をお願いします。それらを通じて、緊急性に応じた対応を行います。</p> <p>ご指摘いただいた野間川の護岸基礎部が損傷していることについては、定期点検により確認し、その後、応急対策を実施しました。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>
17	<p>河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、流域町と連携し、まず、現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知に努めるため、地先の危険度を周知する洪水リスク表示図を公表しています。洪水リスク表示図では川からの氾濫(外水氾濫)状況を示しており、川へ排水できないことによる氾濫(内水氾濫)状況は反映できておりません。</p> <p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>	<p>河川氾濫や浸水に対しては、住民が的確に避難行動をとれるよう、流域町と連携し、まず、現状の河川氾濫・浸水による危険性の周知に努めるため、地先の危険度を周知する洪水リスク表示図を公表しています。洪水リスク表示図では川からの氾濫(外水氾濫)状況を示しており、川へ排水できないことによる氾濫(内水氾濫)状況は反映できておりません。</p> <p>堆積土砂については、5年に一度調査を行い、土砂の堆積状況に加え川沿いの市街化の状況や氾濫時の影響などを考慮し、優先順位をつけて除去を実施しています。実施にあたっては、瀬や淵を形成するなど環境面に配慮するとともに、河床変動や湾曲部などの河川特性を踏まえ堆積土砂の除去等を行います。</p> <p>なお、本編P33に河川管理施設の維持管理について記載しています。</p>